

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 4 月 28 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500993号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600009号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和47年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和47年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の昭和47年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録では、昭和47年8月31日から同年9月1日までの期間が被保険者期間となっていない。昭和47年9月1日にA社から同社B工場(現在は、C社B工場)に転勤した際に空白期間はなく、継続して同社に勤務していたので、当該期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録、C社B工場から提出された社員名簿、同社B工場の事業主の回答及び陳述により、請求者が請求期間においてA社及び同社B工場に継続して勤務(A社から同社B工場に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社B工場の事業主の回答により、昭和47年9月1日とすることが必要である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社の事業所別被保険者名簿における請求者の昭和47年7月の記録から、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社B工場の事業主は、昭和47年8月31日から同年9月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出した

か否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 47 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年 9 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 8 月 31 日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 47 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500889号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600010号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月

私が、A社に勤務していた期間のうち、平成18年7月に同社から現金で支給された賞与に係る記録が確認できない。

当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の請求期間当時の事業主は、請求に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、請求者も賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、請求期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、請求者が請求期間当時に居住していたB市は、請求期間に係る給与支払報告書等の資料について保存期間満了のため保管していないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。